

2026年度 FGF 助成応募要項



1 目的

公益信託富士フィルム・グリーンファンドは、自然保護をテーマとした日本初の民間企業による公益信託として1983年に設立され、これまでの間に243件の活動及び研究助成事業を行ってきました。本年も引き続き、活動及び研究助成事業を行います。

- (1) 活動助成は、身近な自然の保全や、自然とのふれあい活動を積極的に行っている人々に対し助成を行うものです。

活動助成＝自然環境保全もしくは

自然とのふれあい活動

また、本助成での「身近な自然とのふれあい」とは以下の通りです。

「身近な自然」の対象範囲＝地域の里地や緑地、及び学校の樹林等を最小限のスケールとし、園芸の範疇に入るものは対象外とする

「自然とのふれあい」＝自然と接し楽しむだけでなく、上記のフィールドにおいて自然環境保全、自然環境教育、自然環境保護思想の普及に資する啓発につながるもの

- (2) 研究助成は、身近な自然環境の保全・活用に関する具体的な研究や、ふれあいの場としての緑地の質的向上を目指した実証研究等を行っている人々に対し助成を行うものです。

研究助成＝身近な自然環境保全のための調査研究もしくは自然とのふれあいを促進するための調査研究

2 対象

上記の目的(身近な自然とのふれあいと自然環境の保全・活用)に合致した活動あるいは研究で、次の条件を満たすものとします。

- (1) 営利を目的としない活動及び研究。
- (2) 活動及び研究が行われるフィールドは、日本国内であるもの。
- (3) 活動助成の場合には、活動フィールドができる限り申請者(申請団体)によって既に確保されている等、活動フィールドの基盤がしっかりしているもの。

研究助成の場合には、フィールドでの研究に対し地権者の許可もしくは協力関係が保たれているもの。

- (4) 研究助成については、研究成果を調査対象地域に還元することを目的として、地域でのシンポジウムや発表会等を開催するなど、積極的に地域の人との交流にも取り組むこと。
- (5) 個人もしくは団体申請において、活動及び研究の実績があるもの(ある程度実績があり、発展的な活動や研究を行うための申請であれば対象となる)。
- (6) 個人による申請の場合、助成金の使途が助成の趣旨に沿って適確・厳正であり、助成金の使途において本人あるいは親族等、特別な関係のある者に利益を与えないもの。
- (7) 団体による申請の場合、代表者または管理者の定めのある団体で、役員その他の機関の構成、選任方法、その他事業の運営に重要な事項が特定の者、あるいは特別の関係者等の意志に従わずに、決定・運営されている団体。また、特定の者等に特別の利益を与えていない団体。
- (8) 大学に所属する教職員や研究者が行う研究については、他の研究費による成果との切り分けが明確なもの。
- (9) 科学研究費による研究が好ましいと思われる研究は、助成対象としない。
- (10) 過去に当ファンドの助成を受けた個人・団体は助成対象としない。

3 助成金額と件数、期間

助成金額は活動や研究の所要額とし、助成総額(限度額)等は次の通りです。

- (1) 「活動助成」「研究助成」合わせて助成総額は900万円で、助成件数は8件程度(1件の上限はなく、活動及び研究の所要額を申請していただき、申請内容や助成金の使途を踏まえて査定した上で最終的な助成金を決定いたします)。
- (2) 助成期間は原則として助成金贈呈日より1年とするが、活動及び研究の内容によって助成金を2年に渡って利用することも可能。

4 助成金の対象となる経費について

助成金の対象となる経費は、助成に係わる活動及び研究の実施に要する費用としますが、次の点に注意して申請して下さい。

備品費について＝汎用性の高いもの（パソコンや車両購入等）は認めない。

機材費・材料費等については、申請内容によって判断します。

人件費について＝外部の講師や調査等での専門家への謝礼は認めるが、活動や研究に直接携わる者の恒常的な人件費は不可。

交通費・旅費等について＝研究助成の場合のみ旅費、宿泊費を認めるが（極端な遠隔地は不可）、学会出席等の旅費は認めない。

※大学等への委任経理とする場合は、間接経費の使用および使用者の変更は認めません。

5 助成金贈呈日

2026年9月

6 助成受領後の報告について

助成金の受領者は助成期間終了後（1年後もしくは2年後の9月中）に、活動や研究の経過及び結果、会計の報告書類を提出していただきます。

7 選考方法と助成金贈呈までの流れ

申請書の審査・選考は7月に当公益信託に設置されている運営委員会で厳正に行われます。そこで助成対象者案が選定され、8月上旬頃にオンラインにて面接が行われます。

助成金については、運営委員会及び面接において内容や助成金の使途の適正を判断し、査定を行い、面接終了後、助成対象者に助成金の最終確認を行って助成期間（1年ないし2年）にかかわらず9月（予定）に一括で支払われます。

8 応募方法

所定の申請書（押印不要）に必要事項を記入し、申請書氏名欄に自署の上、事務局宛に簡易書留等でお送り下さい。

なお、以下の点に注意して申請書を作成してください。

- (1) 申請する活動・研究の題名がその内容や助成金の使途と整合性がとれているか確認して下さい。
- (2) 助成金使用の希望期間は申請者の判断で1年ないし2年を選択していただけますが、2年とした場合、その根拠を内容欄に記入して下さい。
- (3) 活動助成の申請において、1) 現在活動しているフィールドがある場合には、その状況を、2) 今は無いが将来的に確保しようとしている場合には、土地の確保がどの程度まで進んでいるのか、あるいは土地の確保に向けて、どのような交渉等を行っているかを、具体的に記入して下さい。特に具体的なフィールドを必要としない場合には、その理由を明記して下さい。
- (4) 助成金は年度の途中で贈呈されることとなりますが、活動及び研究のスケジュールは4月からの内容を記入して下さい。
- (5) 申請内容を示す上で申請者の判断で必要と思われる書類を添付してください。
- (6) 申請書4ページ「助成金の使途」の総額と申請する希望助成額は、同一であること。

9 応募締め切り

2026年5月7日（木）同日消印有効

10 個人情報の取り扱い

申請書に記載する事項は、助成金支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の受託者・運営委員・信託管理人及び一般財団法人自然環境研究センターが取得・利用すること、また助成が決定した場合は、氏名（団体名）、所属、活動・研究テーマ等の情報が主務官庁へ提出される他、一般に公開されることについて同意のうえご応募ください。

11 その他注意事項

- ・提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。
- ・選考結果は申請者全員に8月中旬までに書面で通知いたします。
- ・助成金を委任経理とする場合、間接経費の使用は認められませんので、予めご承知おき下さい。
- ・申請書は、最終ページの「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」まで含めて印刷し、送付して下さい。

12 問い合わせ及び申請書送付先

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7

(一財) 自然環境研究センター内

公益信託富士フィルム・グリーンファンド事務局

TEL 03-6659-6310

FAX 03-6659-6320